

令和4年度市政懇談会

市長のいきいきタウントーク

ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市

～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

都市核形成・3駅周辺の都市開発について

都市計画マスタープランでの優先取組

1. 「都市核」の形成に向けた取組

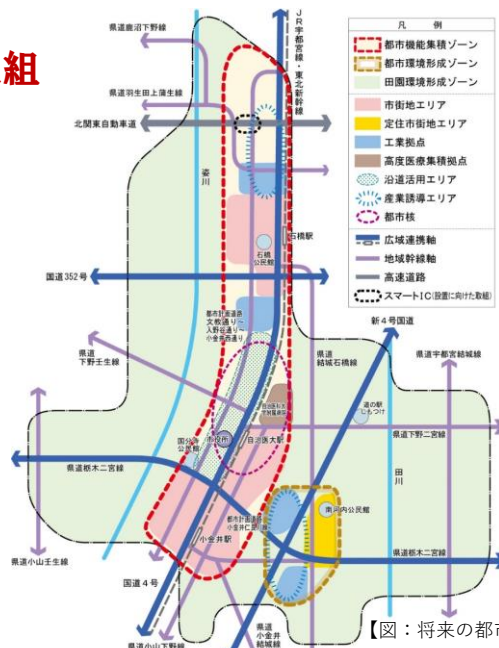
- ・市役所及び自治医大駅周辺地域、自治医科大学などを含めたエリア
- ・行政機能や高度な医療環境を備えた定住環境の形成
- ・特に、市役所及びその周辺は、市民の生活を支え、多くの人が集まるにぎわい創出の場として、計画的な土地利用を推進

2. JR3駅におけるコンパクトシティ形成に向けた取組

- ・商業や医療などの都市機能を誘導・集積
- ・人口減社会を見据え、駅周辺への定住を促進するコンパクトで暮らしやすいまちづくり

3. 産業誘導エリアの実現に向けた取組

- ・新4号国道周辺
- ・下野スマートインター周辺



【図：将来の都市構造】 1

令和4年度の取組

1. 「都市核」の形成に向けた取組

- 市役所周辺にお住まいの皆様のご意見・ご要望の把握



田園風景の広がる市役所西側



自治医科大学と市街地が広がる市役所東側

新しいまちづくりへの機運の見極め

まちづくり協議会等の組織化

2. JR3駅におけるコンパクトシティ形成に向けた取組

- 小金井駅西口周辺、石橋駅西口周辺にお住いの皆様のご意見・ご要望の把握



小金井駅西口



石橋駅西口

石橋複合施設整備事業について

民間施設
・カワチ薬品



石橋複合施設
石橋公民館

- | | |
|---------------|---------|
| 1F: エントランスホール | 2F: 会議室 |
| ・グループ学習室 | ・学習室 |
| ・音楽スタジオ | ・調理室 |
| ・パフォーマンススタジオ | ・工芸室 |
| | ・和室 |

石橋児童館

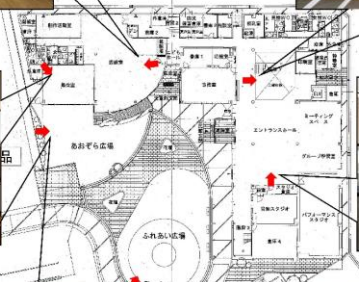
- 1F: 遊戯室
・集会室
・創作活動室

共用駐車場
(石橋複合施設、
カワチ薬品)
・154台

ふれあい広場
・芝生、ベンチ

官と民が一体となって整備することで、施設の外観イメージにも統一感を持たせ、公民連携による地域活性化のモデルとなれるよう努力してまいります。

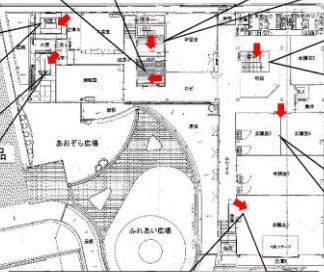
1階



2階



■2階創作学習エリアと一体となった中庭



平面図



6

薬師寺地区街なみ環境整備事業

これまでの取り組み

- H13 第1期下野薬師寺跡保存整備
- H30 第2期下野薬師寺跡保存整備
- H30 市歴史的風致維持向上計画策定
(主管課:都市計画課 協力:文化財課)
薬師寺地区を重点区域に指定
- R2 第3期下野薬師寺跡保存整備計画策定

薬師寺地区街なみ環境整備事業

目的

- ①地元との連携による下野薬師寺跡や御鷲山古墳などの薬師寺地区の歴史資源を活用した街なみの保全
- ②道の駅しもつけ・下野薬師寺歴史館の連携による周辺文化財の周遊の活性化

薬師寺地区の歴史

- 薬師寺の地名は、古代東国の中心寺院であった下野薬師寺が存在したことに由来。
- 江戸時代には日光街道の脇街道である関宿多功道の集落として発展。
- 現在も、薬師寺地区の歴史を物語る多くの文化財が点在する。



下野薬師寺跡復元回廊



龍興寺のシラカシ



薬師寺の六角堂



薬師寺八幡宮の拝殿

7

令和4年度の取り組み

①地元説明会の開催

②基本方針の策定

整備の基本方針の検討と併せて、道路美装化・休憩施設・案内板等の整備計画を検討。

令和5年度から、都市計画課・建設課・文化財課で連携して事業を進めていく。

今後の取り組み

R5 工事の実施設計

R6 工事の詳細設計

R7 施工

R8 完成



子ども家庭総合支援拠点について

令和4年4月からこども福祉課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

妊産婦並びに0歳から18歳未満のすべての子どもとその家庭等を対象に、子育てに関する制度やサービス等の情報提供や、様々な心配ごとの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

また、児童虐待には、子どもが安全安心な生活が送れるよう、支援が必要な家庭の早期発見から児童虐待の未然防止、再発防止に至るまで子どもの立場に立った切れ目のない支援をします。



○子育てがづらい、育児ストレスを感じている

○子どもへの関わり方がわからない

○近所から大人の怒鳴り声や子どもの泣き声が頻繁に聞こえてきて心配
などのお困りがありましたらご相談ください。

(TEL 0285-32-8903)

子ども家庭総合支援拠点（こども福祉課内）

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて指導
- 関係機関との連絡調整

連携・協力

子育て世代包括支援センター（健康増進課内）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・支援プランの作成
- 関係機関との連絡調整

新型コロナウイルスワクチン接種の状況(12歳～)

実施期間	接種の種類	内容	
R3.4～	初回接種	対象者	12歳以上
		使用ワクチン	ファイザー社製ワクチン
		実施機関	集団接種：きらら館（R4.10月より実施）
		予約	コールセンターまたはインターネット
R4.1～ R4.9	追加接種 (3回目)	対象者	18歳以上で初回接種の2回目接種から5か月を経過した方
		使用ワクチン	集団接種：モデルナ社製
			個別接種：ファイザー社製・モデルナ社製
R4.4～ R4.9	追加接種(3回目) (12～17歳)	対象者	12～17歳のうち初回接種の2回目接種から5か月を経過した方
		使用ワクチン	ファイザー社製のみ
R4.6～ R4.9	4回目接種	対象者	・60歳以上の方
			・18歳以上60歳未満で基礎疾患があり通院・入院している方、重症化リスクが高いと医師が認める方
		使用ワクチン	・BMI 30以上の肥満の方
集団接種：モデルナ社製	個別接種：ファイザー社製 24医療機関 モデルナ社製 1医療機関		

新型コロナウイルスワクチン接種の状況(12歳～)

R4.10～	オミクロン株対応 ワクチン接種	対象者	・12歳以上で初回接種(1回目2回目)を完了した方で 前回接種から5カ月経過した方 ※上記のうち従来株ワクチン4回目接種対象者に加え、 エッセンシャルワーカーが優先接種対象(10月中の接種を予定)
		使用ワクチン	集団接種：ファイザー社製・モデルナ社製
			個別接種：ファイザー社製 23医療機関 モデルナ社製 1医療機関
		実施機関	集団接種：きらら館(R4.10.1～)
			個別接種：市内24医療機関
		予約	集団接種：コールセンターまたはインターネット
個別接種：各医療機関			
接種券	10月末頃5カ月経過している方に一斉発送、その後 順次発送		

12

新型コロナウイルスワクチン接種の状況(小児・乳幼児)

開始時期	接種の種類	内容	
R4.3～	小児初回接種 (5～11歳)	対象者	5～11歳の小児
		使用ワクチン	小児用ファイザーワクチン
		実施機関	市内4か所の小児科医院で接種
		予約	コールセンターのみ
R4.9～	小児3回目接種 (5～11歳)	対象者	初回接種を完了してから5カ月経過した5～11歳の 小児
		使用ワクチン	小児用ファイザーワクチン
		実施機関	市内5か所の小児科医院で接種
		予約	コールセンターのみ
		接種券	2回目接種から5カ月経過した方へ順次発送
未定	乳幼児接種	対象者	生後6か月～4歳の乳幼児
		使用ワクチン	乳幼児用ファイザーワクチン
		実施機関	市内小児科医院で接種
		予約	コールセンターのみ

13

下野市における年齢階級別接種率

2022.10.7 時点

	対象者数	1回目接種率	2回目接種率	3回目接種率	4回目接種率
5～11歳	3,647	32.30%	31.34%	0.55%	—
12～19歳	4,586	81.75%	81.29%	48.82%	1.22%
20代	6,875	90.78%	90.49%	67.59%	15.04%
30代	6,985	85.61%	85.50%	63.49%	9.39%
40代	8,404	87.61%	87.39%	70.24%	11.73%
50代	8,128	93.17%	93.10%	83.08%	18.96%
60～64歳	3,877	93.94%	93.91%	88.78%	61.80%
65歳以上	15,565	95.70%	95.54%	92.78%	80.85%
対象者全体	58,067	87.18%	86.95%	76.96%	—

- ・人口：2022.1.1現在
- ・年代別の接種率は年代別人口を分母

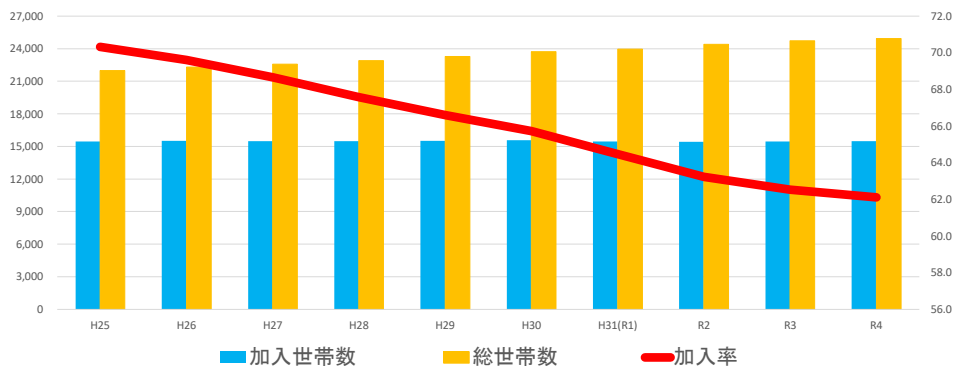
下野市新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等

区分	こんな時は	制度名	概要	条件等	問い合わせ先
				(※詳細はお問い合わせください)	
個人生活支援	18歳未満のお子さん がいるひとり親世帯	給付	子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯分)	児童1人あたり一律5万円	こども福祉課 32-8903
	18歳未満のお子さん がいるひとり親世帯以外の 世帯		子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親以外の世 帯分)	児童1人あたり一律5万円	

区分	こんな時は	制度名		概要	条件等	問い合わせ先
					(※詳細はお問い合わせください)	
個人生活支援	休業や失業等による収入の減少のため日常生活の維持が困難	給付	住居確保給付金	家賃額(上限額:生活保護住宅扶助基準額)	離職・廃業、または本人の都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住宅を喪失または喪失するおそれのある方	社会福祉課 (生活保護グループ) 32-8901
			新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円	生活福祉資金(緊急小口貸付・生活支援費)特例貸付が終了等しているが、引き続き経済的に困窮している世帯 ※申請期限 令和4年12月31日	
	税金(保険料)が払えない	減免	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合 ・死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年の30%以上の減少が見込まれ、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること等 ※申請期限:令和5年3月31日(金)	税務課 (市民税グループ) 32-8891
事業者の資金繰り等	感染予防対策を行った	給付	新型コロナウイルス感染症予防対策取組飲食店支援金	1店舗あたり3万円	市が定める新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいる飲食店(1年度につき1回申請可能) ※申請期限 令和5年3月31日	商工観光課 32-8907

自治会への加入促進について

自治会加入率の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
加入世帯数	15,469	15,518	15,494	15,475	15,506	15,587	15,447	15,431	15,460	15,493
総世帯数	21,996	22,296	22,567	22,898	23,282	23,714	23,958	24,402	24,727	24,947
加入率	70.3	69.6	68.7	67.6	66.6	65.7	64.5	63.2	62.5	62.1

今後の取組

- 自治会加入促進ハンドブックの配布(実施済み)
- 自治会加入案内チラシの刷新



・市、市自治会長連絡協議会、県宅地建物取引業協会による「自治会加入促進に関する3者協定」を締結し、市内への転入者に対し自治会加入を促す

しもつけ産業団地整備事業について

進捗状況(これまでの取組)

- R1. 8. 22 新産業団地の整備に関する要望書提出(市→県)
- R1. 9. 17 基礎調査地区及び調査主体の決定(調査主体: 栃木県土地開発公社)
- R2.10. 14 事業採択要請(市→県)
- R2.12. 10 事業採択及び事業主体決定(事業主体: 栃木県土地開発公社)
- R3. 3. 23 栃木県土地開発公社との基本協定書締結
- R3. 3. 30 都市計画決定告示(市街化区域、工業専用地域)
- R3. 12月末 用地取得完了
- R4. 3. 23 栃木県土地開発公社との細目協定締結
- R4. 3. 25 開発許可決定
- R4. 3月~7月 樹木伐採工事
- R4. 7月~ 造成工事

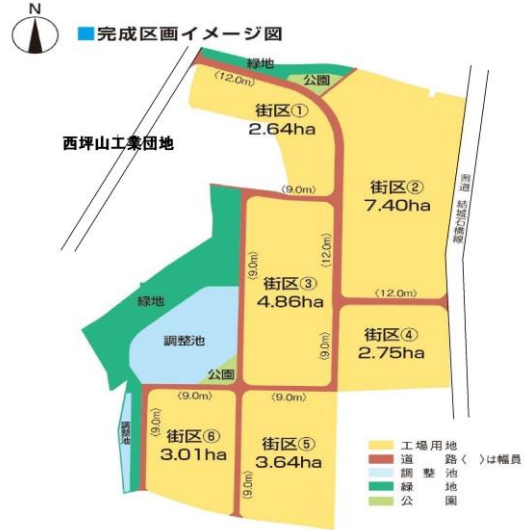


団地の概要

位置図



整備箇所	下野市下坪山、花田、絹板地内
事業主体	栃木県土地開発公社
施工期間	令和4年度～令和6年度(予定)
団地面積	約33.3ha
分譲面積	約24.3ha(6街区)



20

施行状況

着工前 (R4. 3月)



造成中 (R4. 8月)



今後の取組

- 工事
 - ・令和4年度～令和6年度 造成工事
- 企業誘致
 - ・令和5年1月～ 予約分譲公募開始

誘致を進める企業

新たな雇用の場を創出するとともに市内商工業の活性化や市の自主財源確保に寄与する企業の誘致を進めます。

<具体的な業種>

1. 製造業
2. 食品関連産業
3. 物流関連産業
4. 医療・福祉産業
5. 情報関連産業など

21

(仮称)下野スマートインターチェンジについて

(仮称)下野スマートインターチェンジの位置と整備効果

I 地域経済の活性化

- 物流効率化、新たな企業の進出促進
- 農産物の輸送力の向上
- 地域の観光振興 等

II 地域生活環境の充実

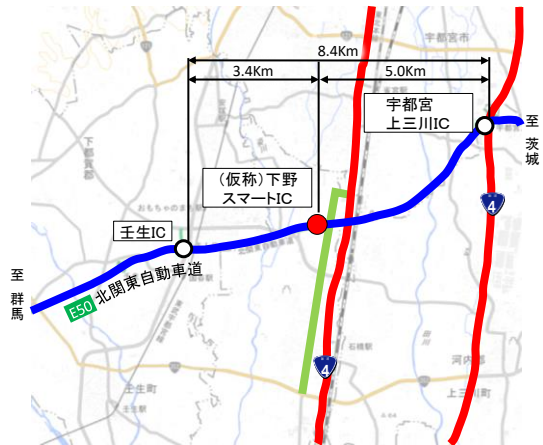
- 高速道路利用環境の向上

III 安全安心を支える地域づくり

- 災害時の救援活動や緊急物資輸送の迅速化
- 救急医療環境の改善

IV 周辺交通の負荷軽減

- 交通が集中する一般道の混雑緩和



(仮称)下野スマートインターチェンジについて

事業の取組

平成29年 7月21日	準備段階調査箇所への採択
平成29年11月18日	第1回事業説明会開催
平成30年 7月18日	第1回地区協議会開催
平成30年 8月10日	新規事業化
平成30年11月25日	第2回事業説明会開催
令和 元年11月24日	第3回事業説明会
令和 元年度	測量・設計業務発注
令和 2年度	用地取得交渉開始
令和 3年度	東側調整池築造工事 (令和4年度完成)
令和 4年 2月25日～ 3月 4日	第2回地区協議会開催
令和 4年度	用地取得完了

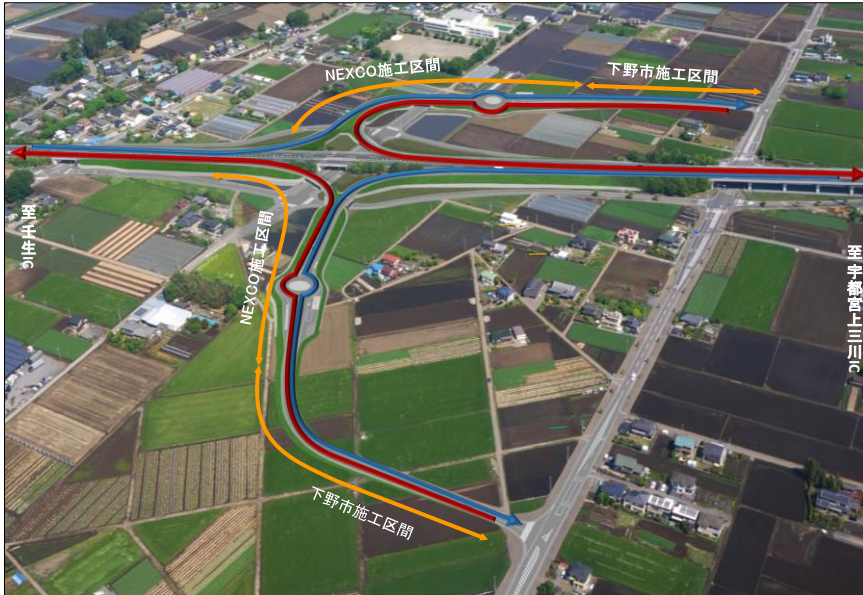


(仮称)下野スマートIC事業地周辺計画図

(仮称)下野スマートインターチェンジについて

(仮称)下野スマートインターチェンジ整備事業

事業期間：平成30年度～令和7年度



下野市農業経営支援事業 継続支援金制度



○ 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響や国際情勢の緊迫化、円安の進行等を要因として、営農用の燃油、生産資材、化学肥料等の価格が大幅に高騰しており、**生産した農作物への価格転嫁が難しい農業者にとっては、先行きが見えない状況が続いている**



厳しい経営状況に直面している農業者等の負担軽減と今後の営農継続に向けて、本市独自の支援制度を創設
一定要件を満たす農業者に支援金を交付（支援金の交付には申請が必要）

○ 交付対象者

- 市内の農地において営農している農業者等（個人・集落営農組織・農業法人）
- 市外に住所を有する者のうち、本市内の農地において営農を行っている認定農業者又は認定新規就農者

○ 交付要件

- **今後も引き続き、市内で営農を継続する意欲がある農業者**
- **個人**：令和3年分の所得税に係る確定申告書
- **法人**：前事業年度の確定申告書を税務署長に提出しており、当該確定申告書において、**農業による収入を申告していること**
- 市税等の滞納がなく、下野市暴力団排除条例に規定する暴力団等に関係がないこと

○ 支援金額

対象者の区分	支援額
主たる事業所を市内に有し、営農を行う集落営農組織又は農業法人	20万円
市内の認定農業者及び認定新規就農者	10万円
市外に住所を有する者で、市内の農地において営農を行っている認定農業者及び認定新規就農者	
認定農業者及び認定新規就農者を除く、市内でかんぴょう生産を行っている農業者	
上記以外の市内農業者	5万円

※ 支援金は、いずれかの区分により1回のみ交付

○ 受付期間

・令和4年10月3日 ～ 令和5年2月28日（期間厳守）

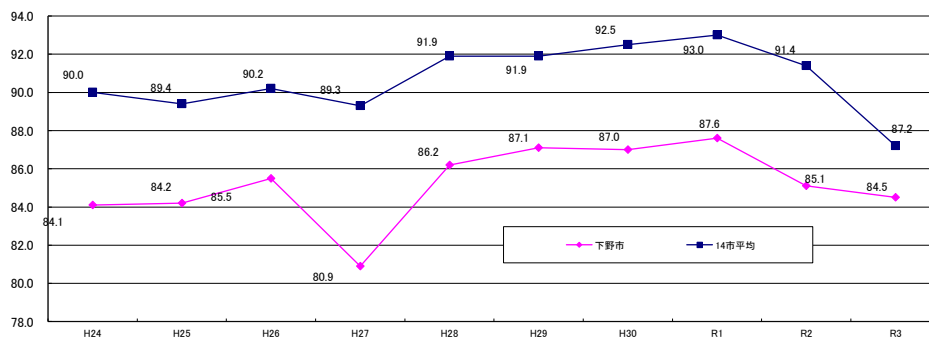
○ 申請書類

・市ホームページからのダウンロード、農政課窓口、各JA窓口（市内）に用意してあります



財政分析について

● 経常収支比率（使いみちの決まったお金の割合）



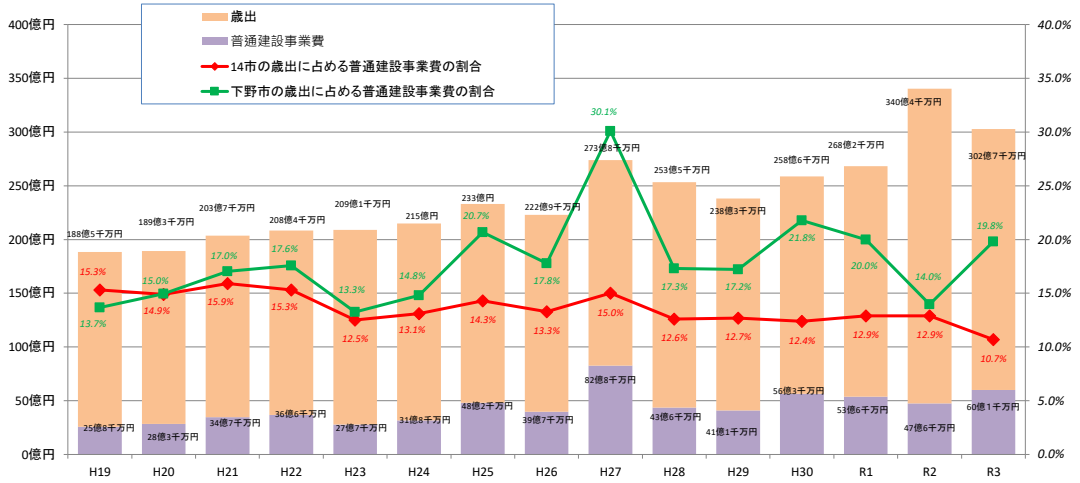
低いほうがよい

人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経費に、地方税などの一般財源がどの程度充当されているかをみる指標で、財政構造の弾力性を判断するためのものです。今年度の経常収支比率は84.5%で、前年度の85.1%から0.6ポイント減となりましたが、14市平均を下回り良好な状態です。（2位／県内14市）

○魅力ある暮らしやすいまちづくりを目指して積極的に事業を推進

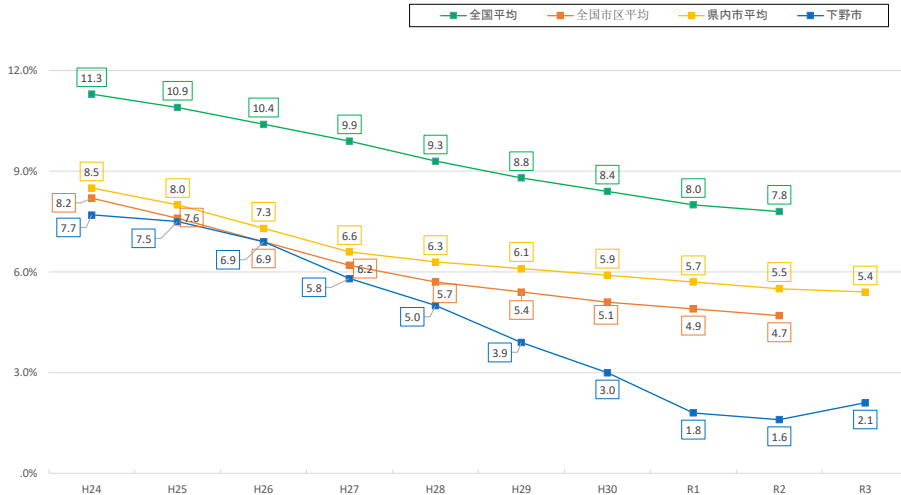
合併後の普通建設事業費の推移は、財政健全化を図ると同時に、小・中学校の耐震化や大規模改修、また義務教育学校の建設、新庁舎建設、市道や上下水道などの都市インフラの充実を積極的に推進してきました。令和3年度も県内14市を上回る規模となりました。

過去15年間の普通建設事業費の推移



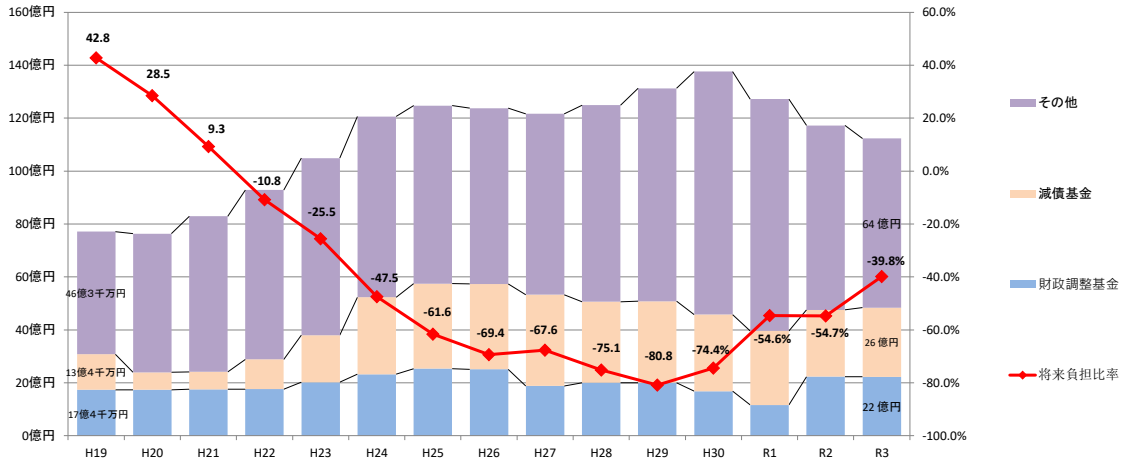
○実質公債費比率の推移

一般会計等が負担する元利償還金(公債費)や準元利償還金(公債費に準ずる経費)の標準財政規模に対する比率になります。早期健全化基準25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務付けられており、財政再生基準35%以上の団体は、財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得なければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限されます。
※R3の数値は速報値であり、全国平均及び全国市区平均については現状では公表されていません。



○基金残高と将来負担比率の推移

基金残高は、将来の財政負担、災害等の突発事案に対応できるよう適正な基金管理を行っています。令和3年度は、減債基金等に積み立てを行った一方、財源不足を補うため財政調整基金や公共施設整備基金等を取崩したため、令和3年度末では、112億3,581万円となりました。将来負担額（地方債の現在高等）から充当可能財源（基金等）を引いた額を標準財政規模から算入公債費を引いた額で割って算出される将来負担比率は、低い方がいいとされ、-39.8%は県内14市中第3位となっています。



窓口手続きの簡素化・オンライン化について

●窓口手続きの課題

1. 分かりづらい
2. 手間がかかる



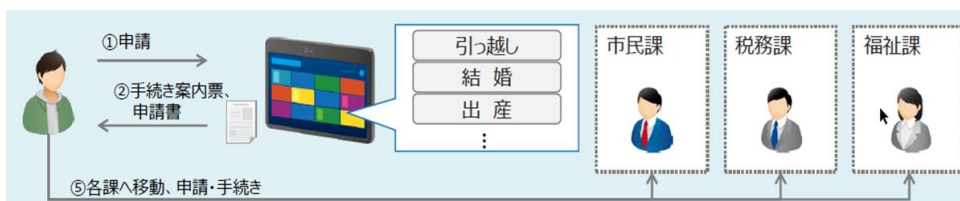
手続きに時間がかかり、
窓口が混雑する。



●システム概要

①窓口手続簡素化システム

令和5年2月導入



- ・マイナンバーカードを読み取り、書類に自動で印字。氏名や住所など記入する手間を省く。
- ・画面に表示される質問に回答していくと、必要な申請書が作成される。

32

●システム概要

②オンライン申請システム

令和5年2月導入

＜例＞

- ・受給証の交付申請
- ・補助金や助成金の申請 など

自宅や外出先からスマートフォンで24時間いつでも手続きの申請ができる。

一部手続きについては、来庁せずに手続きを完結することも可能。

来庁の必要がある場合でも、事前申請と来庁予約で手続きにかかる時間を短縮。



33



マイナンバーカードの取得促進について

【経緯】

国におきましては、本年度末までに全国民にマイナンバーカードがいきわたることを目標に掲げています。本市におきましてもマイナンバーカードの取得促進を図るため、以下の2点に取り組むものです。

① 申請サポート専用ブースの開設(10月17日～来年3月予定)

市役所の1階市民ロビーに市民課窓口から独立した特設会場を設け、写真撮影をはじめ申請のサポートを行います。17日からは、特にニーズの多い、公金受取口座の登録や健康保険証としての利用設定の支援を中心に行います。



② 出張申請サポート班の始動(11月開始予定)

市内の公共施設や健診会場をはじめ、要請をいただいた企業等へ訪問し、写真撮影ほか申請全般にかかる支援を行います。



(お知らせ) マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカードの申請期限は、12月末まで延長となりました。

市税等の納付に係る利便性向上を図る取り組みについて

【目的】

市民の納付に対する利便性の向上を図るため、納付しやすい環境の整備とわかりやすい納付方法の案内について取り組んでおります。

【経緯】

市役所窓口及び金融機関窓口での納付以外に、納付に向く必要や納め忘れの心配のない便利な口座振替の推進や、時間的な制約のないコンビニでの納付方法があり、令和2年4月よりアプリ収納の PayPayを開始、同年11月にはクレジット収納の運用を開始しており、令和4年4月よりLINEPayを追加して納税者の利便性向上を図っております。

【多様な納付方法】

- 市役所窓口
- 市指定の取扱金融機関
足利銀行・栃木銀行・みずほ銀行(令和5年3月末まで)
足利小山信用金庫・小山農業協同組合・宇都宮農業協同組合
- ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)
- コンビニエンスストア(納期限内に限る)
- 口座振替
- キャッシュレス決済(納期限内に限る)
PayPay・LINEPay・クレジットカード

下野市では安心便利で納め忘れのない 口座振替を推奨しています。

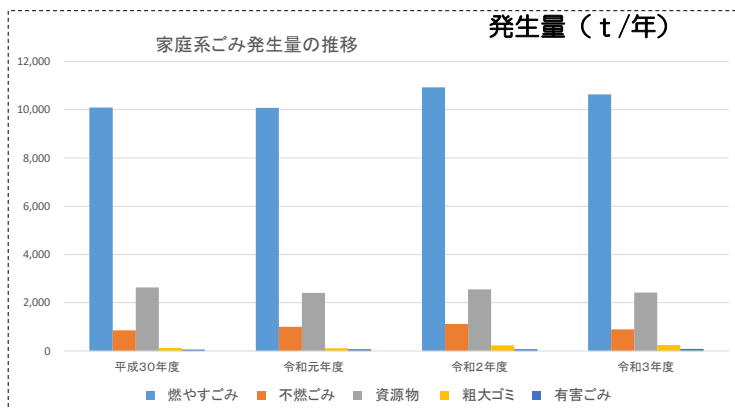
口座振替のご案内や、アプリ収納・クレジット収納の方法について、市のホームページにて周知しております。

燃やすごみの減量化について

◎将来のごみ処理体制

小山広域保健衛生組合の焼却施設で処理します。
(令和9年度 新規焼却施設整備予定)

◎ごみ処理の現状



36

燃やすごみの削減目標

◎目 標

全体目標

H30年度比 年間5,000トンの削減

下野市 目標

家庭系 平成30年度比 年間600トン削減

事業系 平成30年度比 年間200トン削減

一人一日あたりの目標 400グラム以内



卵一つが60
グラムだから、
二人家族なら
卵三つぶんか

※R3年度実績では **一人一日あたり 486グラム**
なので、**一人一日あたり 86グラム** の削減を
目指し減量化事業に取り組む必要があります。



37

目標達成のための取り組み事例

1. ごみ分別の徹底拡大

- ・生ごみの減量化(水切りの徹底・たい肥化)
- ・雑紙の分別(燃やすごみではなく資源物に)
- ・プラごみの分別(燃やすごみではなく資源物に)



2. 指定ごみ袋制度の導入検討

- ・アンケートの実施(10月下旬～11月中旬)
- ・基本方針の作成
- ・周知、説明会の実施(12月頃実施予定)



38

県南広域的水道整備事業について

●概要

県南広域的水道整備事業は、思川開発事業の一つとして、栃木市、壬生町、下野市の利水を目的とした事業です。

思川開発事業とは？

思川沿川・利根川中下流域地域の洪水調整や**栃木県(栃木市・壬生町・下野市)・鹿沼市・小山市・古河市・五霞町・埼玉県・北千葉広域水道企業団**の水道用水の取水を目的として、思川上流部の南摩川にダムを建設する国の事業です。

○事業の経緯

昭和44年度 実施計画調査着手

昭和59年度 建設事業着手

平成28年度 ダム検証対応方針により「事業継続」

令和 2年度 ダム本体工事着手(本体工事、導水施設工事、付替道路工事 等を実施。)

令和 6年度 ダム完成見込み

1

● 県南地域の水道水源の状況

【平成25年3月 栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書より】

- ① 県南地域における地下水依存率は高く、栃木市・下野市・壬生町は、全量を地下水のみに依存しており、**地下水の代替水源としての表流水を全く有していない。**
- ② 県南地域においては、地盤沈下や**地下水汚染が危惧**されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない。
- ③ 異常気象による渇水リスクが高まる中、**県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。**
- ④ 水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立って、**事前対策を講じていく必要がある。**

● 県の方針と市の考え方

栃木県の方針 ・ 県南地域において、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、**地下水と表流水のバランスを確保**する

下野市の考え方 ・ 栃木県の**地下水と表流水のバランスを確保する方針に賛同**する
 ・ 安全で安定した水道水の供給を**将来にわたり保障**する
 ・ 地下水1系統のリスク分散の観点から**多様な水源を確保**する

● 水道法改正に伴う水道の基盤強化について

水道事業の現状と課題

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水区域内人口の減少 ・ 水道施設の老朽化 ・ 専門職員の減少及び高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水需要の減少による料金収入減 ・ 施設更新費用の増大 ・ 人材不足の深刻化

カネ・モノ・ヒト

これらの課題を解決し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していく必要がある。

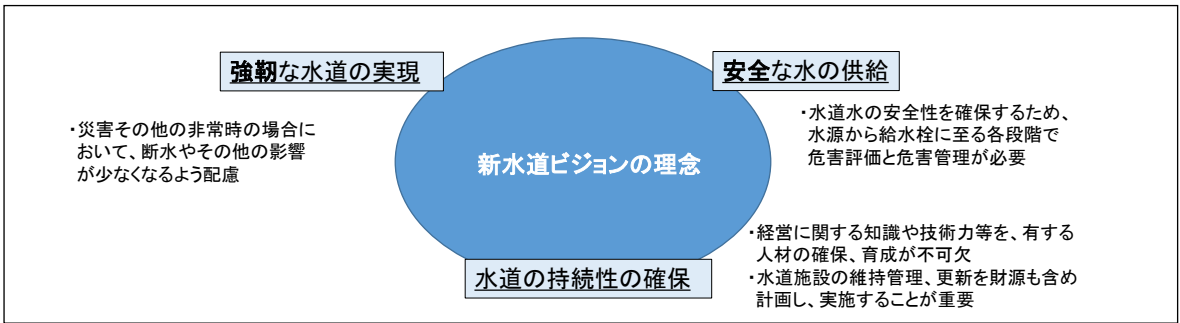
水道の基盤の強化

令和元年10月1日 改正水道法施行
 水道の基盤強化に係る関係者の責務を明文化

国、都道府県・水道事業者等(市町等)の責務(水道法第2条の2)

国	県	水道事業者等(市町等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道の基盤の強化に関する基本的、総合的施策の策定、推進 ・ 水道事業者等に対する技術的・財政的援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等間の連携等の推進 ・ 水道の基盤の強化に関する施策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業者等間の連携等の推進 ・ 水道の基盤の強化に関する施策の策定及び実施 ・ 水道事業の適正かつ能率的な運営

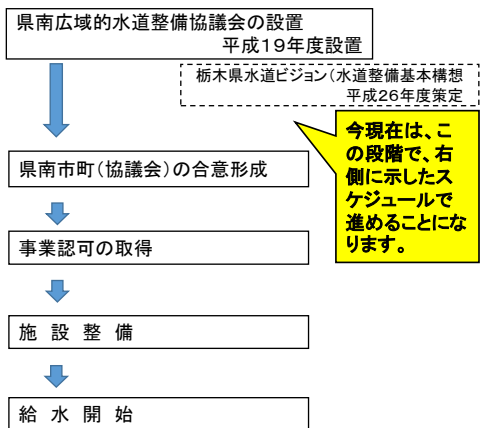
水道の基盤の強化に向けた考え方



水道の基盤強化に係る取り組みの例

強靱な水道の実現	水道の持続性の確保	安全な水の供給
<ul style="list-style-type: none"> ○施設の耐震化の推進 ○事業継続計画の策定 ○災害対策マニュアルの策定 ○災害時の他事業者との連携体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な資産管理の実施(法22条の3, 4) <ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメントの実施 ・水道施設台帳の整備 ・点検等を通じた適切な維持修繕 ・水需要を踏まえた施設規模の見直し ○水道料金の見直し ○事業運営に必要な人材の確保 ○研修等を通じた人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○法に基づく水質基準の確保 ○水安全計画の策定

● 県南広域的水道整備の流れ (令和元年度水道法改正)



※令和元年度の水道法改正により
県、市町が基盤強化を必要とした時点で
法に基づく広域的連携等推進協議会を設置して
水道基盤強化計画を策定のうえ整備を進めることができる。

● 県と市町の協議スケジュール

